

第17-11表 在外選挙人登録者数
(単位：人)

区分	計	男	女
平成11年度	10	4	6
12	20	9	11
13	19	9	10
14	21	10	11
15	13	5	8
16	14	6	8
17	21	8	13
18	26	10	16
19	32	13	19
20	32	14	18
21	38	16	22
22	34	14	20

資料：選挙管理委員会 各年3月2日現在

- 1) 在外選挙人とは、海外に3箇月以上住所を有する日本国籍を有する者の申請により、国内の在外選挙人名簿に登録された者をいう。
- 2) 当該制度は、平成11年5月1日から施行されている。